

高齢者計画・介護保険事業計画策定にかかる庁内検討会について

1. 目的

高齢者計画・第7期介護保険事業計画を策定するに当たり設置される、八王子市高齢者計画・介護保険事業計画策定部会（以下「部会」という）での審議内容の検討等を行い、審議を円滑に行うため、庁内の関係者で構成するものである。

2. 設置根拠

八王子市高齢者計画・介護保険事業計画策定部会運営要綱第11条に基づき設置する。

【要綱より抜粋】

第11条 部会での審議を円滑に行うため、庁内の関係者で構成する庁内検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

- 2 検討会は、福祉部長が招集し、座長となる。
- 3 座長が不在の場合は、座長が検討会の構成員の中から指名したものが会議を進行する。
- 4 検討会の構成員は、別表のとおりとする。
- 5 座長が会議において必要と認めた場合は、検討会の構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

別表

部長級：福祉部長、医療保険部長、健康部長

課長級：高齢者いきいき課長、高齢者福祉課長、介護保険課長、福祉政策課長、
地域医療政策課長、大横保健福祉センター館長、東浅川保健福祉センター館長、南大沢保健福祉センター館長、健康政策課長、保健対策課長

3. 開催回数及び時期について

部会の開催時期に合わせ、同数程度を予定。

4. 構成員について

別表の構成員を基本とし、検討事項により、他の庁内の関係者に対し臨時に出席を求める場合がある。（例：協働推進課長、交通事業課長など）